

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

令和4年8月16日

特定行政庁

秋田市長 穂 積 志

- 1 意見聴取の日時 令和4年8月31日（水）午後7時
- 2 意見聴取の場所 秋田市山王一丁目1-1
中央市民サービスセンター 洋室4
- 3 意見の聴取をしようとする事項
建築基準法第48条第5項ただし書の規定により、第一種住居地域内において、原則、建築してはならない建築物への用途変更を許可することについて
- 4 建築計画の概要
 - (1) 建築物の主要用途 事務所（一部を原動機を使用する印刷業を営む工場へ用途変更するもの）
 - (2) 建築物の位置 秋田市山王六丁目199
 - (3) 構造および規模 木造 2階建て
 - (4) 敷地面積 119.25m^2
 - (5) 延べ面積 238.50m^2
- 5 申請者の住所および氏名
秋田市山王六丁目8-42
株式会社秋田建設工業新聞社 代表取締役社長 荒川清春